

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年11月13日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成30年5月29日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、同日からB所在のC工場（以下「事業場」という。）に派遣され、製品加工担当として従事していた。
- 2 請求人は、平成30年8月28日午後10時50分頃、当時居住していた自宅から出勤のため、普通乗用自動車を運転して事業場に向かう途中、電柱に衝突し負傷した。請求人は、翌29日、D医療機関を受診し、「頸部挫傷、胸部打撲傷、左膝部打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は通勤によるものであるとして、平成30年8月29日から同年9月2日までの間の休業給付の請求をしたところ、監督署長は、給付基礎日額を8200円として、これを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月10日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の給付基礎日額が8200円を超えると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされ、総日数とは「暦日数」を意味する。

(2) 請求人は、「平成30年5月29日から同年8月28日までの間の支払額合計71万3648円を日数67日で除すると、平均賃金は1万0651円となる。」旨を主張しているので、以下検討する。

請求人が主張する「日数67日」とは、賃金台帳から、暦日数ではなく、平日出勤数と休日出勤数の和、即ち、総労働日数であると認められる。

(3) 請求人の平均賃金については、決定書理由に説示するとおり、雇入後3か月に満たない者についても、直前の賃金締切日から起算して、(1)の方法により算定することとされていることから、算定期間で雇入時の平成30年5月29日から同年7月31日までとして、その間の、総賃金額を総日数（暦日数）で除した監督署長の算定は妥当であり、請求人の主張する算定方法は採用できない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月30日